



独評発第0829004号
平成17年8月29日



独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 伊藤 庄平 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 黒川 清



独立行政法人労働者健康福祉機構の平成16年度の
業務実績の評価結果について

標記の評価結果を取りまとめたので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）
第32条第3項の規定に基づき、別添のとおり通知する。

独立行政法人労働者健康福祉機構の
平成16年度の業務実績の評価結果

平成17年8月23日
独立行政法人評価委員会

1 平成16年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構は、特殊法人労働福祉事業団が平成16年4月1日に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の機構の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）の初年度（平成16年4月～17年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、評価を実施した。

(2) 平成16年度業務実績全般の評価

当機構の目的は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図る等により労働者の福祉の増進に寄与することであるが、この目的を達成するため、当機構は労災病院等の療養施設、健康診断施設、産業保健推進センター、リハビリテーション施設等の設置及び運営の事業をはじめとして、産業保健関係助成金支給事業、未払賃金立替払事業など、国の労働福祉政策等に密接に連携した多様な事業を効率的に運営していかなければならない。

平成16年度は、中期目標期間の初年度であり、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、内部業績評価制度の導入等中期目標達成のための基盤整備を行うとともに、業務運営の効率化、国民に提供するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための取り組みが積極的に行われた。また、業務運営の効率化に伴う一般管理費及び事業費の経費削減については、年度計画を上回る実績を上げている。

なお、中期目標期間中に収支相償を図ることとされている労災病院について、平成16年度は対前年度63億円の損益改善がなされる等実績を上げている。

これらを踏まえると、中期目標の初年度に当たる平成16年度の業務実績については、全体としては当機構の設立目的に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。

今後は、上記のような中期目標達成のための基盤の整備がなされたことと、独立行政法人化された利点を活用することにより、次年度以降、経費削減による医療、サービスの質の低下や職員のモラルダウンにつながるよう留意しつつ、さらに具体的な成果を上げることを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価資料の概要については、2のとおり

りである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

組織・運営の体制の見直しについては、理事長メッセージを職員一人一人に配布するなど、職員へ経営方針を浸透させ、理解度を高める努力をしていることは評価できる。今後とも、職員への浸透度のフォローアップを行うとともに、各職種ごとの理解度を高めるよう引き続き努力を期待する。

また、職員給与の見直し等に当たって職員の納得を得るために十分な説明がなされたことは評価できる。今後とも職員のモチベーションの維持・向上を図り、モラルの低下を招かないよう配慮しつつ、人件費の適正化を行うとともに、施設の業績等を反映した形での人事・給与制度を構築していく必要がある。

一般管理費については、業務委託の推進等人件費の抑制を図る等により平成15年度に対して3.7%の節減となり、事業費については、物品調達コストの縮減、保守契約内容の見直しにより平成15年度に対して4.1%の節減となったことは評価できる。今後とも、中期目標及び中期計画において設定された経費削減目標の確実な達成に向けて努力する必要がある。

労災病院の統廃合については、統廃合対象病院毎の「労災病院統廃合実施計画」を策定し、これに基づき進められており、地元との調整、労働者の雇用の確保等に配慮されていることは評価できる。なお、病院を移譲する場合の病院資産の処分には、適正な価額で行われているかどうか留意する必要がある。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 業績評価の実施、事業実績の公表

業績評価の実施については、バランススコアカードの手法を用いた内部業績評価の本格実施に向け、3労災病院において先行的に実施するとともに外部有識者からなる「業績評価委員会」による業績評価を行い、業務の改善に反映させた。今後は、この業績評価制度を具体的にどのように生かし、具体的にどれだけの効果あるいは業務の改善につながったかを検証する必要がある。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

労災疾病に係る研究開発については、労災疾病12分野ごとの中核病院に付設された労災疾病研究センターを中心とした研究開発の体制ができあがり、「労災疾病等研究・開発・普及ネットワーク」が構築されたこと及び一部データの集積が進んでいることは評価できる。今後は、研究テーマの選択に当たり、今般のアスベスト問題のような緊急課題に対して柔軟な取り組みを期待する。また、研究費の配分については、研究成果のコストパフォーマンスに留意しつつ弾力的な配分を考慮していく必要がある。

勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防、勤労女性の健康管理対策については、中期目標に沿った取組が行われ、特に満足度についてはすでに中期目標に掲げた数値を上回る実績をあげており、利用者の利便性を考慮した対応は、評価できる。今後は、相談等の実施件数や利用者の満足度で評価するだけでなく地域のニーズをどの程度カバーしているのか、勤労者の健康確保にどの程度寄与しているのかという点についても検証する必要がある。

勤労者医療の地域支援については、労災指定医療機関等との連携を強化し、患者紹介率、高度医療機器の受託検査の実施件数が年度計画を大幅に上回る結果となった。

高度専門的医療の提供については、医療機関としての基盤である安全な医療の提供のため、病院機能評価を積極的に受審し、国内の病院グループとして初の試みである全労災病院共通の「医療安全チェックシート」の導入等高度・専門的医療の提供のための質の向上に積極的に取り組んでいる点は評価する。また、患者が治療内容を理解して安心して治療を受けられるようクリニカルパスの活用を推進し、医療の標準化による良質な医療の提供に努めた。さらに、勤労者医療に関する研修を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成して研修を実施したことは、勤労者医療に貢献する医師の確保にもつながるものであり、評価できる。今後は、医療事故に関するデータを公表していくことも検討すべきである。

行政機関等への貢献については、国が設置する委員会等へ労災病院の医師が参加し、情報提供等の協力を行った。なお、労災認定に係る意見書等の処理日数の短縮が図られているが、行政の緊急課題への柔軟な対応等積極的な貢献に向けての努力を期待する。

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、中期目標に記載されている職場・自宅への復帰が可能である患者

の割合を上回る実績となり、評価できる。患者満足度も高く、この成果を労災病院に活かすことを期待する。

③ 健康診断施設の運営

海外勤務者の健康管理支援事業については、満足度調査において有用であった旨の回答率が中期目標に記載された数値を上回るなど成果をあげている。今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、具体的な効果に着目して事業を遂行することが必要である。

④ 産業保健関係者に対する研修又は相談、情報の提供、その他の援助

産業保健関係者に対する研修又は相談については、満足度調査の結果を踏まえ研修のカリキュラムについて討論を併用した双方向研修や職場実習等を取り入れたものにするなど工夫も見られ、取り組みには優れたものがあると評価できる。今後は、研修・相談等を実施することにより、メンタルヘルス等に係る勤労者の健康の改善にどのような効果をもたらされたかに着目した事業の分析を行うことを期待したい。

⑤ 助成金事業

助成金の効果的、効率的な支給のために、外部有識者による評価を行い、助成金の申請受付期間を延長した他、審査業務の標準化を図ることにより助成金支給までの期間が短縮されたことは評価できる。なお、助成金に関する周知については、ホームページの掲載、雑誌への記事掲載等の効果を充分把握すべきである。また、不正受給の防止措置については、虚偽記載の有無に加え、不正受給の公表を含め、その成果をより具体的に検証すべきである。

次年度より事務処理の一部がコンピュータ処理化される予定であり、処理期間がさらに短縮されることを期待したい。

⑥ 未払賃金の立替払事業

未払賃金立替払事業については、審査事務と相談事務の専任化による効率化、支払回数が増加等の事務処理の改善により請求書の受付から支払までの期間を大幅に短縮してほぼ30日としたことは評価できる。今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務の効率化に向けて努力することが必要である。

⑦ リハビリテーション施設の運営

リハビリテーション施設の運営については、入所者毎の社会復帰プロ

グラムの作成、定期的なカウンセリングにより数値目標である社会復帰率がわずかながら高まったが、在所者の長期滞留、高齢化、作業所の低い入所率という実態を踏まえると、作業所の効率化、有効利用の観点から制度そのものの抜本的な見直しが必要である。その具体的な検討に当たっては、ノーマライゼーションの思想のもとに、地域に暮らしながら自活する方策、在宅によるリハビリ等の方策についても検討すべきである。

(3) 財務内容の改善等について

① 労災病院について

労災病院については、平成16年度63億円の損益改善が図られたことは評価できる。しかしながら、当該年度の当期損失は128億円であり、廃止病院の収支悪化への対応をしつつ、労災病院全体として中期計画終了時の収支相償に向けてさらなる収支改善が求められる。当機構は個々の病院毎に経営分析指標に基づく財務分析を行い、これに基づく経営指導・支援を行っているが、特に改善を要すると認められた病院を経営改善病院に指定し、強力的に改善を推し進める等経営改善のための様々な工夫をしつつ次年度以降のさらなる収支の改善につなげることを期待する。

② 目的積立金について

将来的には目的積立金が計上できるような方策について検討すべきである。